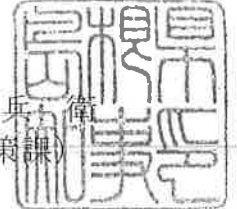




原 第 4 1 7 号
平成28年10月28日

島根原発・エネルギー問題県民連絡会
代表世話人 北川 泉 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(防災部原子力安全対策課)



「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に関する第二回公開質問
について(回答)

平成28年7月28日付けで提出された標記の公開質問状について、別紙のとおり
回答します。

一、第1回質問に対する7月6日付回答への再質問

1、福島原発事故から得られた教訓に関する回答について

問1の設問が、知事としてどのような教訓を得たのかの質問であるのに対して、知事回答は、自身が得た教訓には全く言及されていません。知事回答は、〔答1〕の1の「問題」も2の「対策」も、国の原子力災害対策指針等を引用されているだけであり、回答は質問に対応していません。原発のある島根県の知事として、福島原発事故の避難の現実から学んだ教訓はあったのかなかったのか。あったとすれば、どのような教訓を得られたのか、改めて回答いただきたい。

〔答〕

1. 平成28年7月6日付けの回答文書の答1で「次のような問題があったと言われています」という表現をしていますが、島根県が得た教訓はその内容とかわることはありません。
2. 島根県はその教訓を踏まえて、必要な対応をしてきました。
具体的には、避難の方法、避難先、避難ルートなどを鳥取県、関係6市、避難の受入れ先となる県や市町村と調整を行い、その内容を盛り込んだ「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を平成24年11月に策定しました。さらに、平成28年3月にはこの計画を改定し、内容の充実を図りました。
3. 今後も、国や関係自治体と連携して必要な対応を行ってまいります。

2、再稼働についての同意・不同意の地元判断基準及び避難計画の位置づけに関する回答について

原発再稼働についての地元判断基準は住民の暮らしや命に影響を与える重大な問題であり、その判断基準は予め明示されるべきものです。ところが、知事回答にある「総合的判断」は極めて曖昧であり、知事の裁量が大きな比重を占めることとなります。これを避けるためには、判断基準とする事項を明確にするとともに、各事項の充足状況ないし到達レベルを個々に定めるべきです。

地元同意の判断基準が島根県において既に用意されているのであれば、その公表をされたい。特に、今回質問の原発重大事故時の避難について、地元判断に占める避難計画の位置づけ、及び同意を可と判断するに足る避難準備計画の到達レベルについても明示されたい。

[答]

島根原発2号機の再稼働については、現在、原子力規制委員会において、新規基準適合性の審査中であり、審査終了後に、再稼働の必要性や安全性、住民の避難対策について国からよく説明していただいた上で、県民の方々をはじめ、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体からのいろいろな意見をよくお聴きして、島根県として総合的に判断していく必要があるということが私どもの考えです。

3、避難計画の現状に関する回答について

知事は、「住民の避難に関わる課題などに対し、広域避難計画の実効性を高めるため、次のような取り組みを進めています」と回答されています。その意味するところは、「広域避難計画は、現状では不備である」との認識で間違いないですか。別の表現を用いれば、広域避難計画の実効性は現在、何パーセント程度であり、目標として何パーセント程度の上積み为目标とされているのか、回答をお願いします。

[答]

1. 島根県の広域避難計画の現状については、平成 28 年 7 月 6 日付けの回答文書の答 3 の 3. に記載している通り、いろいろな課題があるため、広域避難計画の実効性を高めるための取り組みを進めているところです。
2. 同回答文書の答 3 の 4. に記載している通り、「島根地域原子力防災協議会」が、上記 1. の取り組みを進め、国が島根原発周辺地域の「緊急時対応」をとりまとめて、内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」に報告し、了承を得る仕組みとなっていますので、島根県としては、その了承を得られるよう対処して行く考えです。
3. 再稼働を判断する際には、「緊急時対応」について、県民の方々をはじめ、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体に国から説明していただいた上で、それぞれの意見などをよくお聴きしたいと考えています。
4. また、広域避難計画について、到達目標の数値化は難しいことですが、計画の実効性については、上記 3 の手続きの中で意見をいただき、再稼働の是非について、島根県として総合的に判断していく必要があると考えています。

4、30km 圏外の地域における避難計画策定に関する質問に対する回答について

問4についての知事回答は、原子力規制委員会が「UPZ外は十分な時間的余裕がある」との理由で「避難計画の策定を求めている」として理由に、30km 圏外の避難計画は策定しないとしています。だが、福島原発事故の際には、飯館村など 30km 圏外の地域も放射能に汚染され、住民は避難生活を余儀なくされてきました。民間研究所が作成した原発事故による放射能汚染シミュレーションでは、風向きによっては島根県全域が避難対象となる可能性が示されている。隠岐の島もこの例外ではなく、2万人が短時間に脱出できる船の用意もない。

島根県発の 30km 圏外においても、事故時には長期にわたる避難が予見されるものであり、貴職が問1に対する回答において、教訓として挙げた様々な問題は、30km 圏外の住民にとっても重大な問題であるはずだ。混乱の最中の「時間的余裕」は、避難先選定・避難ルートを選定・避難車両の調達・福祉避難や受け入れ施設の選定などを確実にスムーズに行うことができるのか、明確な根拠を示されたい。

〔答〕

1. 原子力災害対策指針で、30km 圏外については、EAL3に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うこととなっています。
2. また、放射性物質の放出後は、30km 圏内における対応と同様に地上沈着後の空間放射線量率を測定し、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超える場合には、1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施することとされています。
3. なお、原子力規制委員会は、「一時移転等の追加的防護措置を実施するまでには原子力災害対策本部及び関係機関が協力して必要な応急対策を用意する十分な時間的余裕があると考えています。」との見解を示しています。

4. ご指摘の隠岐について、島根県は避難指示が出た場合や原子力災害時の緊急輸送の対応については、七類港や境港が使用できなくなる場合も想定し、30 km圏外の港の使用や自衛隊や海上保安庁などの実動組織により緊急搬送や避難に対応することを考えています。

5、地震と原発事故の複合災害発生時における避難計画の有効性に関する回答について

屋内退避が困難な場合には「安全な避難所」に避難することとしているが、激しい余震が継続する中では、どうしても避難所に入れない住民が生じるのは避けられない。また、至る所で道路が陥没・隆起・ずれるなどで不通となり、混乱した最中での復旧には、相当の時間を要することが避けられないと考えられる。その際には、住民の避難に一層時間がかかり、結果として余計な被曝をする可能性が高くなるのではないか。それでも住民が余計な被曝をすることはないと言うのであれば、その根拠を示されたい。

[答]

1. 原子力災害時の防護措置については、国が原子力災害対策指針において、次の通り考え方を示しています。
 - (1) P A Zにおいては、住民の放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、放射性物質放出前に原発の状況に応じて避難などを実施すること
 - (2) U P Zにおいては、住民の放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、まず、放射性物質放出前に原発の状況に応じて屋内退避を実施し、放射性物質放出後に放射線量の基準に応じて、1週間程度内に避難などを実施すること
2. 複合災害発生時の対応については、平成 28 年 7 月 6 日付けの回答文書の答 5 に記載している通りであり、防護措置も上記 1. の通り実施することとしています。
3. 仮に、上記 1. の防護措置では対応できないような大規模な災害を想定する場合には、国に自衛隊などの実動部隊の援助を緊急的に要請するなど状況を応じた対応をとることが考えられます。

二、避難計画に関する詳細質問

1、段階的避難の有効性について

- (1) 5 km 圏内住民は、施設敷地緊急事態で要援護者の避難開始、全面緊急事態の発生で一般市民の避難開始となっています。施設敷地緊急事態とは、全交流電源の喪失が5分以上継続したり、原子炉内の水位低下が始まるなどの状態を指しますが、2号機適合性審査申請書類によれば、大LOCA（配管破断による冷却材喪失、ECCS/全交流電源喪失）の場合には5分で炉心損傷となっています。また、全面緊急事態は、炉心溶融を示す放射線量または温度を検知する状態や敷地境界で $5 \mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）/時が10分以上も継続している状態です。

このような状態での避難開始では、住民は被ばくを避けることが困難ではありませんか。

[答]

原子力災害時の防護措置については、国が原子力災害対策指針において、次の通り考え方を示しています。

- (1) P A Zにおいては、住民の放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、放射性物質放出前に原発の状況に応じて避難などを実施すること
- (2) U P Zにおいては、住民の放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、まず、放射性物質放出前に原発の状況に応じて屋内退避を実施し、放射性物質放出後に緊急時モニタリング結果に応じて、数時間内に区域を特定し避難や1日以内に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施すること

なお、ご指摘の2号機新規規制基準適合性確認申請の事象については、中国電力が、仮に大LOCA発生し、5分後に炉心損傷が始まるような過酷事故となった場合でも、格納容器の破損を防ぐことができるかどうか検証したもので、この中で放射性物質の放出はフィルタベントを介して行われ、約73時間後に放出されると評価しています。

この評価の妥当性については、現在、原子力規制委員会で審査が行われて

います。

ご指摘の敷地境界で $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ を超える放射線量を10分間以上検出した段階では大規模な放出とはなっていませんが、今後の事故進展によっては大規模な放出の恐れがあるため、この段階でPAZ住民の避難を開始する必要があるという考えを、原子力規制委員会は示しています。

なお、敷地境界で検出された放射線量が $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ であれば、一般の公衆被ばく線量限度である 1mSv に対して、相当低い水準であります。

- (2) 5～30km 圏内住民の避難判断基準は、毎時 $500\mu\text{Sv}$ の放射線量を計測した場合には直ちに避難を行い、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上が1日以上継続した場合には1週間以内に移転を行うこととなっています。毎時 $500\mu\text{Sv}$ という基準は、その場に2時間いるだけで年間被ばく上限に達するという事です。福島原発事故では、原発の敷地以外では大熊町で 1mSv ($1000\mu\text{Sv}$) 近くまで上昇したが、それ以外にここまで上昇した地域はありません。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上という基準については、2日以上その場にとどまれば、年間被ばく上限の 1mSv に達してしまいます。

今回示された高レベルの基準値では5～30km 圏内住民は被ばくを避けることができず、安全を守ることができないのではありませんか。

[答]

1. 国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告では、一般公衆の被ばく限度について、平時は年間 1mSv と定めていますが、原子力災害が発生した場合のように緊急的な対応が必要な場合には、平時の被ばく線量限度は適用せず、年間 $20\sim 100\text{mSv}$ の範囲を被ばく限度とし、一般公衆へ重大な影響が及ばないように対策が必要と定めています。
2. この勧告などを踏まえた国際原子力機関（IAEA）の原子力防災対策の考え方を参考に、国の原子力災害対策指針においては、原子力災害が発生した直後の応急対策が定められています。
3. 具体的には、UPZにおいては、住民の放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、全面緊急事態後には、状況に応じて次の通り対策をとることが定められています。
 - (1) 屋内退避
 - (2) 避難や一時移転の際に必要な応じ安定ヨウ素剤の予防服用
 - (3) 放射性物質の地上沈着後の空間放射線量率を測定し、
 - ① 毎時 $500\mu\text{Sv}$ 以上を測定した地区は、1日以内に避難
 - ② 毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上を測定した地区は、1週間程度内に一時移転

- (3) 段階的避難については、福島原発事故においても一斉避難が交通渋滞を招くとの考えから、当初3km内への避難指示が出され、次に10km、そして20kmから30km（屋内退避）へと順次拡大されていきました。

しかし、その結果は、富岡町の住民は川内村へ避難する際に、通常30分程度かかるところを3時間以上かかって避難を行い、双葉町では、普段なら1時間かかるところを6時間以上かかって避難し、大熊町では、30分かかるところを5時間ほどかけて避難を行っています。

このように、段階的避難はその有効性がないことが福島の事例でも明らかだと考えますが、本「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」における段階的避難の有効性の根拠を示してください。

〔答〕

1. 「島根県地域防災計画」や「島根県広域避難計画」では、
 - (1) P A Zにおいては、住民の放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、放射性物質放出前に原発の状況に応じて避難などを実施すること
 - (2) U P Zにおいては、住民の放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、まず、放射性物質放出前に原発の状況に応じて屋内退避を実施し、放射性物質放出後に緊急時モニタリング結果に応じて、数時間内に区域を特定し避難や1日以内に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施することを定めています。
2. なお、P A Z、U P Zいずれにおいても渋滞が発生した場合、健康に与える影響が大きいと考えられる要配慮者の方については、渋滞の発生状況等を勘案した上で、島根県がバスや福祉車両を手配し、避難を行うこととしています。

2、福祉施設、病院、在宅要支援住民のための避難支援について

- (1) 貴職は、30 km圏内 5,754 世帯と 349 施設を対象に「原子力災害時における避難方法等の実態把握調査」を行い、4182 世帯と 356 の施設から回答を得られました。その調査結果をもとに 30 km圏内全体を推計すると、避難時にバスが必要な住民(施設等入居者含む)は約 38,088 人です。同様に福祉車両が必要な住民は 8,819 人と推計され、さらに移動手段の支援があっても避難は難しい住民は 5,981 人と推計されます。

この結果からは、現在、バスの調達可能台数が 546 台とされていますが、およそ 642 台(1 台あたり 35 人乗車を仮定)程度の不足となります。また、福祉車両についても圧倒的に不足していると考えます。これらの車両をどのように確保されるのかお答えください

[答]

1. 現在、島根県は、平成 27 年度に実施した「原子力災害時における避難方法等の実態把握調査」の結果を踏まえて、自家用車避難ができない住民等の移動手段の確保について、検討を進めています。
2. 具体的には、バス、車椅子仕様車両及びストレッチャー仕様車両について、中国地方各県のバス協会及びタクシー協会などを通じて、各バス会社などに対して避難住民等の輸送に協力していただくよう依頼しているところです。
3. こうした取組みを進めても車両の不足が懸念されるため、自衛隊や消防組織など実動部隊による支援のための広域的な体制づくりについて、国と 2 県 6 市などで構成する「島根地域原子力防災協議会」の作業部会において検討を進めています。

(2) バス運転手の確保はできますか？

〔答〕

1. 現在、島根県は、中国地方各県のバス協会を通じて、各バス会社に対して避難住民等の輸送に協力していただくよう車両及び運転手の派遣を依頼しているところです。
2. こうした取組みを進めても人員の不足が懸念されるため、自衛隊や消防組織など実動部隊による支援のための広域的な体制づくりについて、国と2県6市などで構成する「島根地域原子力防災協議会」の作業部会において検討を進めています。

- (3) 30km 圏内住民の避難支援は被曝が避けられませんが、そのような状況下において、民間バス会社の運転手に避難支援への従事を求めることは労働安全衛生法に反すると考えますが、それでも民間バス会社へ要請されますか。

[答]

1. 民間バス会社の運転手の安全確保については、平成 28 年 3 月 11 日原子力関係閣僚会議決定「原子力災害対策充実に向けた考え方」を受け、国において、要員の被ばく線量管理の基準などが検討されているところです。
2. 島根県としては、今後、国から示される考え方に沿って、民間バス会社に協力の依頼を行っていきます。

- (4) 移動手段の支援があっても避難が困難と回答している住民に対する安全確保をどのようにお考えかお答えください。

[答]

1. 島根県としては、当該要配慮者の体調を勘案して無理な避難は行わず、避難先や支援者、輸送手段を確保するなど避難の準備を整えた上で、必要な介助などをしながら避難していただく必要があると考えています。

- (5) 福祉施設や病院に対しては、放射線防護の設備設置を進め、「避難先の施設や病院の受け入れ体制が整うまで施設内でしばらく退避」するとの方針ですが、具体的に何日間屋内退避することになるのか、お答えください。

〔答〕

1. 「島根県広域避難計画」において、避難行動により健康リスクが高まる要配慮者については、無理な避難行動は行わず、放射線防護対策が講じられた施設に屋内退避し、避難先や支援者、輸送手段などの避難の準備が整った段階で避難することとしています。
2. 屋内退避をする期間については、事故の状況や避難準備の状況等により変わってくるため一概には言えません。できるだけ早期の避難ができるよう努めていきます。

3、避難する際のスクリーニングと除染の基準について

- (1) 避難する際のスクリーニングでは、車両などに付着した放射性物質を除染する際の基準が安定ヨウ素剤の服用基準の6倍に定められています。この基準では、住民は車両や自らが汚染されていることに気が付かないままに避難先に向かい、被ばくし続けることとなります。この基準を適切とお考えでしょうか。

〔答〕

1. 避難退域時検査（スクリーニング）を受けた避難者に対して簡易除染を講じる基準（O I L 4）については、原子力規制委員会は平成25年2月27日「原子力災害対策指針（改定原案）に対する意見募集の結果について」において、次の通り示しています。

- (1) O I L 4については、福島原発事故で行われたスクリーニングと、除染等の措置の状況等を踏まえて、スクリーニング及び除染を行う人員や設備の制約も考慮して実効的なものとなるよう定めている。
- (2) 具体的には、実際に運用された100,000cpmという基準によって、除染が必要とされた対象者が限定的であったことを踏まえ、より低い水準とすることが適切と考えている。
- (3) 本指針のO I L 4の水準は、I A E Aの国際基準と比較すると、その1/2となっており、除染等を要する対象を判断する基準として高すぎるものではないと考えている。

- (2) このようなスクリーニングと除染は、避難先自治体へ汚染を拡大することになります。受け入れ先自治体は、避難する住民が放射性物質で汚染されていないことが前提ではありませんか。

このような計画を受け入れ自治体は同意していますか。

[答]

1. 島根県は、岡山県及び広島県と「原子力災害時等における広域避難に関する協定」を平成26年5月28日に締結し、避難者等に対する避難退域時検査（スクリーニング）については、次の通り定めています。

「第3条 島根県は、岡山県（広島県）に広域避難を行う避難者等に対するスクリーニング及び除染を国の災害対策指針等を踏まえて実施することとし、実施場所及び方法等についてあらかじめ整理しておくものとする。」

4、「移住計画」の必要性について

福島原発事故から5年が経過しますが、福島県内では除染を行っても山などの放射線量は下がりません。南相馬では、道路上で $16\mu\text{Sv}$ （年間で一般の年間被ばく上限の140倍）を計測する地点があるなど、至る所にホットスポットがあるのが現状です。飯館村でも $3\sim 4\mu\text{Sv/h}$ などの高い場所が点在します。こういった現状から、未だに約10万人が避難生活を送っています。

このように、原発事故は広域で長期の避難となり、実際には「移住せざるを得ない」のが現状です。貴職は「広域避難計画」を策定していますが、現実を直視し、避難後の生活再建も含めた「移住計画」の策定をすべきではありませんか。

[答]

1. 避難や屋内退避を実施した後の中長期的な対応について、「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」では、住まいの確保、生活資金等の支給など被災者等の生活再建等の支援をきめ細やかに実施することとしています。
2. 避難者に対しどのような支援が必要となってくるかは、事故や汚染の状況、本人の希望などによって大きく変わってくるため、島根県としては、その状況を踏まえながら、国、自治体など関係者が連携してきめ細やかに実施していくことが重要であると考えています。

5、避難先の受け入れ体制について

- (1) 島根県の広域避難計画では、広島県内の各自治体（一自治体を除く）に計 168,400 人、岡山県内各自治体へ計 101,200 人、残りは島根県西部に避難することになっています。

広島と岡山両県の各自治体に対する、アンケート結果（2014 年：中国五県の反原発や反火電の活動を行う市民団体による）では、福祉避難所の受け入れ要請に対する対応について、岡山県内の自治体では、岡山市でさえ「わからない」と答え、倉敷市をはじめ 9 市町が計画がないか「できない」と回答しています。広島では、「わからない」との回答が 4 市、福山市など 5 市町が「その時点で調整する」と回答しています。

また、岡山県内では、7 市町が避難物資の備蓄もないとし、12 市町で、指定されている避難先が警戒区域・特別警戒区域に指定されている場所があると回答しています。避難元自治体との応援協定に至っては、どこも締結していません。広島では、大竹市など 4 市が「避難物資の備蓄ができていない」とし、広島市などの 4 市で指定されている避難先が警戒区域・特別警戒区域に指定されている場所があると回答しています。避難元自治体との応援協定は、2 市が検討中のほかは岡山同様に協定などしていないのが実態です。

島根県西部における実態も含め、これらの実態について現状を説明してください。

また、受け入れ先自治体の受け入れ避難者の数に対応する飲食料や寝具等の具体的な備蓄品の種類、及び量、県からの財政的な措置についても説明してください。

[答]

1. 広域避難の受入れについては、島根県は、国や避難元自治体と連携して、避難先自治体を訪問して意見交換するなど理解促進に努めています。
2. 今後、避難先自治体に避難者受入マニュアルの策定など受入体制を整備していただくため、島根県は、国や避難元自治体と連携して、「避難者の受入れに係るガイドライン」を策定し、丁寧に説明を行うなど対応していきます。
3. 避難先自治体に対して、原子力災害用に食料等の備蓄の要請はしていませんが、実際の避難受入れ時には、自然災害用等で備蓄している食料等を供出いただき、不足した場合は、他地域からを含め必要な食料等が供給されるよう、国と2県6市などで構成する「島根地域原子力防災協議会」の作業部会で検討していきます。
4. なお、食料の供給、避難等に要した経費については、災害対策基本法の考え方にに基づき、平成26年5月28日に岡山県及び広島県と締結した「原子力災害時等における広域避難に関する協定」において、避難を要請した島根県が負担することになっています。この経費については、最終的に原子力損害賠償法などにより適切に賠償されると考えています。

(2) 未実施、未改善事項について、いつまでに実施できますか。

〔答〕

1. 避難者に対する食糧等の供給体制など避難先自治体の受入体制の整備については、今後、国と2県6市などで構成する「島根地域原子力防災協議会」の作業部会で検討を進め、時期は定かではありませんが、国において「緊急時対応」として取りまとめられる見込みです。

6、避難住民の PTSD 発症予防などの対策について

昨年5月にNHK ハートネットTVは、福島原発事故で避難指示対象となっている8つの市町村の住民に対してアンケートを行っています。その結果、4割を超える人がPTSD（心的外傷後ストレス障害）を抱えている怖れがあるということでした。帰還困難区域の60%以上の人々が「ふるさとを失ったことがとてもつらい」と回答し、生きがいや人生といった、大きな価値観まで失われたと回答した人がほぼ半数に達しています。また、自主避難者の74%が「生活に困っている」と回答しています。

原発事故は、住民を突然故郷から追い立てることになってしまい、このような事態は避けられないと考えます。貴職の考える最善の予防策についてお答えください。

[答]

1. 原発については、事故の発生や拡大を抑えるため、安全対策に万全を期すことが最も重要です。
2. 福島原発事故を踏まえて原子力規制委員会は、平成25年7月に地震、津波等への対策の強化やシビアアクシデント対策を新たに盛り込んだ原発の新規制基準を策定し、準備が整った原発から、この基準への適合性を審査しています。
3. しかしながら、原子力規制委員会の監督のもとに行う安全対策を実施したとしても、事故のリスクは完全にはゼロにはならないことから、万が一の事故が発生した場合への備えが必要となっています。
4. このため、国と2県6市などで構成する「島根地域原子力防災協議会」の作業部会などで、広域避難計画を含む原子力防災体制の実効性を高めるよう取組みを進めていきます。